

若年がん患者在宅療養支援事業の概要（案）

1 事業の概要

介護保険を利用することができない40歳未満のがん患者の在宅療養を支援するため、ケアプランの作成や介護サービス等利用に要した費用の助成を行う。

2 対象

次の要件をすべて満たす者とする。

- (1) 墨田区内に住所を有する者
- (2) 40 歳未満の者
- (3) 介護保険制度において、特定疾病としてのがんを原因として認定を受ける場合と同等の状態と医師が判断した場合で、在宅生活の支援や介護が必要な者
- (4) 現に他の制度において支援事業と同等の助成又は給付を受けることができない者

3 対象となる内容及び補助上限額

項目	上限額	補助割合※1	支出の方法
①主治医意見書	一人当たり 5,000 円	10/10	対象者が自己負担したのち、上限の範囲で全額対象者に対し補助する
②ケアプラン作成	初月 25,000 円 次月以降 15,000 円		区と居宅介護支援事業所の所属団体等と協定を結び、協定に基づき、左記の額を事業所又は団体に区から支払う。
③介護サービス※2の利用	③及び④を合わせ、 月額 54,000 円	9/10	上限額の範囲で、要した費用の9割分を補助する。原則事業の利用者から補助金の受領を委任することにより、サービス提供事業所に対し区から9割分を支払う。
④福祉用具の貸与			
⑤福祉用具の購入	一人当たり 90,000 円	9/10	上限額の範囲で、要した費用の9割分を補助する。原則事業の利用者から補助金の受領を委任することにより、サービス提供事業所に対し区から9割分を支払う。

※1 生活保護受給者については、上限額の範囲で全額を補助する。

※2 訪問介護、訪問看護、訪問入浴介護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、定期巡回・臨時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護

5 制度開始時期

準備が整い次第、新年度の早い段階で制度の周知を行い、事業を開始する。